

第 1 5 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 1 番, 1 2 番)

開催期日 令和 3 年 9 月 2 9 日

第15回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月29日(水) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 27号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 28号	農地法第5条の規定による転用の完了届について
6	議案第 63号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第 64号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第 65号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 66号	農用地利用集積計画（案）について
10	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第15回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

大変ご苦勞様でございます。昨日、緊急事態宣言、まん延防止すべて9月30日をもって終了する旨の報道がありました。町にも活気が出てくるものと思います。米の収穫が終わったところと思いますが、テレビ等報道されていますが、概算金払いが下がったということで単純には喜べない状況だと思います。コロナも終息に向かっておりますが、農業関係においてもコロナの影響がなくなることを願っております。

それでは、本日の総会につきまして、慎重審議の上進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。早速、初めていきたいと思っております。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、11番平田委員、12番中島委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。9月7日から16日まで、令和3年第7回議会定例会が開催され、吉田会長が出席しております。22日、現地調査を、長尾委員、塚本委員、山本委員で実施しております。

以上です。

(議長)

はい。局長の方から報告がございましたけれども、会務報告についてその他、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第27号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第27号、農地の使用貸借契約の解約通知について、下記の農地に係る使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は3件となります。

番号1 所在 字〇〇1467番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積2,765㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 令和2年11月30日 契約期間 令和2年11月30日から令和12年11月30日 解約通知日 令和3年9月10日 通知者 貸主 栗山町字〇〇306番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇306番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇となっております。

番号2 所在 字〇〇1801番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積4,185㎡外1筆 計2筆7,628㎡全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 令和元年12月29日 契約期間 令和元年12月29日から令和11年12月29日 解約通知日 令和3年9月10日 通知者 貸主 栗山町字〇〇374番地1 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇374番地1 〇〇〇〇 となっております。

番号3 所在 字〇〇9番地4 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積995㎡外9筆 計10筆38,399.11㎡全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成25年11月28日 契約期間 平成25年11月28日から令和5年11月30日が5筆、契約年月日 平成29年11月30日 契約期間 平成29年11月30日から令和9年11月30日が5筆で、解約通知日は、共に 令和3年9月14日 通知者 貸主 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇205番地 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇 となっております。

以上でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 5 報告第 28 号「農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第 28 号 農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて 農地法第 5 条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は 2 件でございます。

番号 1 関係農地法 第 5 条 譲渡人住所・氏名 栗山町〇〇4 丁目 37 番地 〇〇〇〇 譲受人住所・氏名 栗山町〇〇4 丁目 27 番地 5 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 令和元年 12 月 26 日 栗農第 5－84 号 所在 〇〇4 丁目 27 番地 5 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 222 m²でございます。工事完了年月日 令和 2 年 10 月 16 日 完了届出年月日 令和 3 年 9 月 7 日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。

番号 2 関係農地法 第 5 条 譲渡人住所・氏名 栗山町〇〇4 丁目 37 番地 〇〇〇〇 譲受人住所・氏名 栗山町〇〇4 丁目 27 番地 6 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 令和 2 年 7 月 21 日 栗農第 5－90 号 所在 〇〇4 丁目 27 番地 6 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 230 m²でございます。工事完了年月日 令和 2 年 11 月 19 日 完了届出年月日 令和 3 年 9 月 7 日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 6 議案第 6 3 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 6 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買・贈与)及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転 4 件、賃貸借 1 件でございます。

番号 1 所在、字〇〇968 番地 1 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 1,493 m²外 1 筆 計 2 筆 3,927 m²全筆田でございます。譲渡人 字〇〇306 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 適用といたしまして、農地利用の効率化を図るため、申請地を売渡したい。譲受人 字〇〇374 番地 1 〇〇〇〇、適用といたしまして、農地利用の効率化を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号 2 所在、字〇〇1467 番地 1 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 2,765 m² 1 筆でございます。譲渡人 字〇〇306 番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、規模縮小のため、申請地を売渡したい。譲受人 字〇〇374 番地 1 〇〇〇〇、適用といたしまして、農地利用の効率化を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号 3 所在、字〇〇1801 番地 1 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 4,185 m²外 1 筆 計 2 筆 7,628 m²全筆田でございます。譲渡人 字〇〇374 番地 1 〇〇〇〇、適用といたしまして、農地利用の効率化を図るため、申請地を売渡したい。譲受人 字〇〇306 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、農地利用の効率化を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号 4 所在、字〇〇9 番地 4 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積 995 m²外 9 筆 計 10 筆 38,399.11 m²全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇205 番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、現在使用貸借により貸し付けている農地を譲渡したい。譲受人 字〇〇205 番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営の安定を図るため、譲り受けた農地を農事組合法人に賃貸借したいとなっております。

番号 5 所在、字〇〇9 番地 4 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積 995 m²外 9 筆 計 10 筆 38,399.11 m²全筆畑でございます。貸主 字〇〇205 番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。借主 字〇〇205 番地 農事組合法人〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため借り受けたいとなっております。以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(6 番 山本)

番号1につきまして、譲渡人の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんにつきましては、農地利用の効率化を図るため、譲渡するものであり、問題ないと思います。

番号2につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により、農地を譲渡するものであるため、農地所有者本人の意向であり、問題ないと思います。

番号3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、農地利用の効率化を図るため、譲渡するものであり、問題ないと思います。

(16 番 鈴木)

番号4につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により、農地を譲渡するものであるため、農地所有者本人の意向であり、問題ないと思います。

番号5につきまして、貸主の〇〇〇〇さんにつきましては、譲り受けた農地を、現在構成員となっている法人へ賃貸借するものであり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第63号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第63号については原案どおり決定いたします。

日程7 議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第64号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇64番地3 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積5,142㎡ 外2筆 計3筆6,955㎡全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇205番地 農事組合法人〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 譲渡人 〇〇市〇〇区〇1条〇7丁目1番地3 〇〇〇〇合同会社 代表社員 〇〇〇〇 転用目的 店舗建設及び駐車場の造成となっています。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第65号「土地の現況証明願いについて」と併せて、現地調査班長より報告をお願いします。

(2番 塚本)

令和3年8月30日 第14回農業委員会総会後に提出のあった農地法5条の転用申請に基づき、令和3年9月22日に長尾委員、山本委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法5条の転用許可申請番号1につきまして、申請地は、栗山町役場の南東約1.5kmに位置する第三種農地であり、この度、申請者より店舗建設及び駐車場を造成する旨の許可申請があったものであります。

本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願い2件につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い確認してきておりますことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第64号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第65号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第65号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。 今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 ○○4丁目3番地1 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積67㎡1筆でございます。利用状況 宅地 所有者 ○○4丁目1番地 ○○○○ 願出人 ○○2丁目91番地1 行政書士○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 ○○4丁目3番地36 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 57 m²でございます。利用状況 宅地 所有者 ○○市○○町4丁目4番18号 ○○○○ 願出人 ○○2丁目91番地1 行政書士○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局からの説明、また先程現地調査班長より報告がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案65号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第65号については原案どおり決定といたします。

日程9 議案第66号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第66号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借4件であります。

整理番号3賃27-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○83番地3 ○○○○ 利用権を設定する者 ○○市○○区○○3条18丁目9番12号 ○○○○ 申出年月日 令和3年9月1日 利用権を設定する土地 所在 字○○11番地8 現況地目 田 面積 5,038 m²外5筆 計6筆 34,223 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和3年9月30日から令和6年11月30日の3年2カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 ○○○○ ○○○ 円、同じく田 ○○○○○○円に面積を乗じまして、合計 ○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、小麦、玉葱で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3賃27-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○166番地199 ○○○○ 利用権を設定する者 ○○市○○区○○3条18丁目9番12号 ○○○○ 申出年月日 令和3年9月1日 利用権を設定する土地 所在 字○○10番地11 現況地目 田 面積

2,556 m²外 6 筆 計 7 筆 23,476 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 9 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日の 1 年 2 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇 円、同じく田 〇〇〇〇〇〇円に面積を乗じまして、合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、小麦、玉葱で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 貸 28-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目 6 番 9 号 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 9 月 1 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇11 番地 7 現況地目 田 面積 5,750 m²外 2 筆 計 3 筆 7,445 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 9 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日の 3 年 2 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして、合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、小麦、玉葱で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 貸 28-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目 6 番 9 号 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 9 月 1 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇6 番地 8 現況地目 田 面積 2,785 m²外 5 筆 計 6 筆 23,281 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 9 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日の 1 年 2 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、同じく田〇〇〇〇〇〇円に面積を乗じまして、合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は、主な経営作物は、小麦、玉葱で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。賃貸借 4 件の説明がありましたので審議したいと思います。

整理番号 3 賃 27-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 27-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 27-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 27-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 27-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 27-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 28-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 28-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 28-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 28-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 28-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 28-2 は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了となります。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は10月28日の木曜日、時間については、午前9時30分からの予定、現地調査につきましては、10月21日の木曜日 午前9時30分から 第1班 寺委員、川崎委員、中島委員、大島委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時10分終了)